

日 時	平成22年2月19日（金） 13：30～15：30
会 場	市役所分庁舎 2階中会議室
出席者	委員長 上田 晴男 委員 森川太一郎，山本秀樹，片山恵美子，内山忠一，安宅桂子，藤本昭子，磯森健二，宮崎睦雄，田中喜代子 事務局 芦屋市基幹型地域包括支援センター 吉田 三幸，針山 大輔 芦屋市高年福祉課 安達 昌宏・寺本 慎児・木野 隆 芦屋市地域福祉課 山田 弥生・細井 洋海・明石 典子 浜野 孝
欠席者	委員 中野久美子
会議の公表	公開 非公開 部分公開 ＜非公開・部分公開とした場合の理由＞
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 権利擁護事例（高齢者虐待，権利擁護総合相談）の実施状況について
- (2) 老人保健健康増進事業の進捗状況について
- (3) 芦屋市権利擁護支援センターの体制等について
- (4) 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会（仮称）の設置について
- (5) その他

2 資料

- 当日資料 1 虐待及び虐待の可能性ありを含めた相談一覧
権利擁護総合相談受付一覧（平成21年度）
平成21年度芦屋市における高齢者権利擁護支援の現状と課題まとめ
「養護者による高齢者への虐待」への対応フロー（案）
- 当日資料 2 老人保健健康増進事業の進捗
- 資料 2 （仮称）芦屋市権利擁護支援センター構築に向けて
- 資料 3 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会（仮称）設置要綱（案）

3 資料審査（議）内容

- (1) 権利擁護事例（高齢者虐待，権利擁護総合相談）の実施状況について
（事務局 山田） 当日資料 1 について説明。
（事務局 針山） 「平成21年度芦屋市における高齢者権利擁護支援の現状と課題のまとめ」について説明。
（上田委員長） モニタリング欄が分かりやすくなっていますね。モニタリングの期間は

いつからいつまでの範囲ですか。

(事務局 針山) 通報受理から1月末までのデータですので、期間は全体になります。

(上田委員長) 今回はデータの整理ですから、このような形で良いでしょう。今回のような委員会等の開催に使用するならば、全体の仕組みの把握、データの確認を行いたいので、開催時期をめぐにした期間の設定が考えられます。ケースに対し実践的な把握を行うためモニタリングを活用する際は、モニタリング期間を定期的に設定して状況の推移を確認できるようにする必要があります。モニタリングの使用目的で、捉え方や期間の設定が変わってきます。

当日資料1の相談一覧、1頁目の上から2段目を見ますと、モニタリングの通報受理直後のリスク状況として「事実確認継続レベル」に印があり、モニタリングのリスク状況の変化には「防止のための保護レベル」「継続的、総合的援助レベル」に印があります。支援結果の改善評価を把握するという点で、項目間の関係性が分かりづらいように感じます。そういう意味合いではないと思いますが、支援結果の状況が悪化しているような印象を受けます。の項目は「虐待の解消(終結)」「事実確認継続レベル」以外は、と同じ項目が並んでいます。そのため、同じ項目では意味が異なるか否かで、捉え方が違ってくるので、分かりにくいのでしょうか。は、項目の設定を再び検討する必要性を感じます。

の項目は、介入段階の目安として分かりやすいと思います。

(山本委員) ・ の項目中の「集中的援助レベル」「防止のための保護レベル」「継続的、総合的援助レベル」の対応とリスク状況をラベリングする際の客観的な基準を教えてください。

(事務局 針山) レベルの項目や基準は、厚生労働省のマニュアルをそのまま使っています。そして、虐待確認のチェックリストに基づき、事実確認した状態でリスク状況のレベルを判断しています。事実確認を行う職員によって、チェックリストのチェックに多少の違いはあるかも知れませんが、今回のフローの見直しを基に、一体的に取り組もうと考えています。

(上田委員長) 原則的には、マニュアルに従い事実確認を行って最終的な評価をしており、個人が勝手に判断することはないということですね。

(山本委員) 虐待の終結とは、こういった状況ですか。

(事務局 針山) 対象者の方が、完全に独立して住まれており物理的に虐待が起こらない状況、虐待対応から包括的継続的ケアマネジメント支援といった見守り支援になった場合等です。終結といっても関わりは継続します。

(上田委員長) 権利擁護支援の虐待は、生活支援ニーズの中から特化したニーズです。虐待に関わるニーズが解決しても、基本的な生活支援ニーズに関してはその方の生活がある限り、何らかの形をとって継続します。例えば、介護保険サービスを利用されている方は、虐待状況が解決しても介護保険サービスの必要性はあるので、利用は継続されます。ただ、虐待状況のリスクを解消する支援の結果、地域で生活されていた方が施設へ入所されることもあるでしょう。施設では施設職員から一定の介護支援を受けますが、支援者は必要であれば虐待対応支援を行います。独居の場合で

も、基本的な生活支援ニーズは継続します。生活形態そのものは支援内容や経過によって変化しましても、基本的な生活支援ニーズそのものは継続していくと考えられるといいでしょう。ケース自体が終わるというよりも、経過の中で支援の内容が変化していくという感じですね。

(山本委員) 先ほどの質問をしましたのは、マンパワーの確保が課題となっているにも関わらず、整理されるべきケースが整理されずに増えていく状況が、マンパワーの不足を招いており、支援が継続している部分に、論理的なつまづきを感じたためでした。

(事務局 針山) 例えば、資料1の通し番号09-01番のケースを見てください。モニタリングでは「虐待の解消(終結)」に印がありますが、モニタリングでは権限行使の「やむを得ない措置」に印があります。対象者は施設に入所し虐待自体は解決していますが、将来的に在宅復帰を見込めるため、支援的には終結となっていません。4頁の通し番号の09-26番のケースも「虐待の解消(終結)」にチェックがついていますが、実は通報受理したご本人の生活実態が他市だったため、他市の管轄包括へ引き継がれました。支援センターの虐待対応としては終結していますが、この方のその後について対応は担当の市がされていますので、当方では分かりません。そのため、事実確認できませんけども、虐待の現象は無くなっているという捉え方としています。

(片山委員) ケアマネジャーが虐待の疑いがある様子を発見し通報しますが、その後の事実確認をケアマネジャーは行いません。通報後の事実確認の大抵を支援センターがされていますが、その状況に疑問を感じています。ケアマネジャーは、事実確認を現場で行えますので活用してはどうでしょうか。通報後も生活を支えるマネジメントはケアマネジャーがしますので、高齢者虐待の起きている現状について知っておかなければ、マネジメントが難しいからです。ですから、フローにケアマネジャーを加えて頂けないかと思えます。通報時点でケアマネジャーの変更が必要な事態もありますので、フローにケアマネジャーを入れるのはどうかといった話もありました。けれども、芦屋という限られたまちで誰がどのような支援を行っているのか周知の事実ですから、実際に問題が起こり外れることになっても、それはそれで問題ないと思えます。そのあたりを踏まえて、通報時にケアマネジャーが行うことに関して目安を教えてください。ケアマネジャー変更の判断基準も設けて頂きたいと思えます。そして、事実を確認していく上で、現場に入っているケアマネジャーであれば、身体情報等を知ることが可能ですので、何を知りたいのかというところを具体的に指示して頂ければと思えます。事実確認という言葉一つではなく、どのような事実を確認するのかという項目を上田委員長や関係者で協議の上、決めて頂ければと思えます。

(上田委員長) 現在、芦屋市では当該地域の生活支援センターと担当されているケアマネジャーと一緒にケースへ対応しているということによろしいですか。

(片山委員) そうですね。基本は、一緒に対応しています。

ケアマネジャーの変更があるケースですが、例えば、ケアマネジャーが恐怖で対象者の家庭にどうしても入れない等といった場合があります。あく

までも、ケアマネジャー自身が非常に不安を感じ、これ以上継続した支援が行えない困難なケースです。

(上田委員長) それは、虐待でありえるケースですか。

(片山委員) 困難ケースという名目で上がりますが、中身を確認すると虐待ケースということもあります。それでも、困難なケースとケアマネジャーが感じた場合には、相談先として支援センターがありますので、ケースを抱え込んでいるケアマネジャーは少数だと思います。

(上田委員長) 支援センターは、今年7月までの暫定的モデルと考えて頂いて、7月以降は権利擁護支援センターが基本となります。現在は基幹型が中心となり、ある種一元的に対応しています。それが、支援センターと権利擁護支援センターが一定の役割分担をしながら、二元的な対応を行うと考えられます。その場合、ケアマネジャーが担当の支援センターに相談し、相談された支援センターも困難であれば、基幹型もしくは権利擁護支援センターに相談するということになるのでしょうか。基幹型もしくは権利擁護支援センターのどちらに相談するのかといった辺りは、今後の課題になるとは思います。

(片山委員長) 7月以降はどうなるか決まっていない状況ですが、基幹型と権利擁護支援センターへ同時に相談している状況が考えられると思います。これまで相談していた基幹型がなくなるわけではないですし、相談できなくなるとしても、まだその認識は深まっていません。

(上田委員長) 出来る限り困難が生じないように、協力し合って支援が行えるようにしていきたいですね。それは、7月以降の経過の中でも調整していけるでしょう。

(2) 老人保健健康増進事業の進捗状況について

(事務局 山田) 当日資料2を説明。

(事務局 針山) 「養護者による高齢者への虐待」への対応フロー(案)を説明。

(森川委員) 品川区の社会福祉協議会では、成年後見制度を利用するも、報酬を払えない方に対して、寄付金を充てて報酬を支払うようにされていました。

世田谷区の社会福祉協議会では、市民後見人制度の育成システムを中心に貴重な話をお聞きしました。市民後見人は誰でもがなれるわけではなく、面接等を行いふさわしい人材に絞り込んだ上で、研修を行い設定するシステムとなっていました。

(事務局 寺本) 品川区の社協ですが、区民に大変信頼されている組織になっていると感じました。寄付金ですが今年度で6,800万円程が集まっていました。マンションの寄付を受け、売却したお金を、低所得者の後見人に対する報酬の支払いに充てておられました。その他、遺言書の公正証書を作る支援を事業の取り組みの一つにされていて、その遺言書の中で成年後見事業を使用目的として社協へ寄付される旨を示される方がおられるとのことで、区民と社協の信頼関係の強さが反映されているのではないかと感じました。世田谷区の社協では、市民後見人の話しの中から、後見監督人の難しさについて話が出ました。市民後見人の方が海外等へ旅行に行くようなことがあれば、その間に問題が起こった場

合、後見監督人が対応することになります。後見監督人になるにあたっての大変さを感じました。いずれにしても、今後芦屋市では権利擁護支援センターができ、市民後見人の必要性についても話があるかと思いますが、市民後見人の人材育成と合わせて、後見監督人の立場や組織等も熟考していかねばならないと感じました。

(事務局 細井) 品川区の社協に「成年後見制度に対する理解や促進がどのような土壌で出来上がったのか」とお聞きしました。すると「行政と社協の普及啓発の賜物です」とおっしゃいました。品川区・世田谷区では、成年後見制度の普及啓発に関して社協が行っておられます。両区では、行政と社協の普及啓発の結果を受けて寄付にも繋がっているようでした。両区の社協では、話の中に福祉推進員や民生委員の方のお名前がでてきません。芦屋市では、市民のニーズ発見等も福祉推進員や民生委員が担っています。そして、そのような仕組みが作られている状況です。ですので、両区の仕組みをそのまま芦屋市で行うには、様々な課題があるのではないかと感じました。世田谷区では、先ほどから話ができていますように、市民後見人の人材育成に力を入れており、人を丁寧に育てておられる印象を持ちました。両区の社協職員の方々が事業に自信と信念を持っておられました。学びの多い視察でした。是非、芦屋市に反映させたいのですが、先ほども述べましたように、大分土壌が違いますので、どこから取り入れられるかが私たちの職務になるかと思っています。まずは、市民の方々に対する成年後見制度の理解促進を図るため、普及啓発の検討を行いたいと思っております。

(上田委員長) ありがとうございました。

(宮崎委員) 現在、困難な事例ですと、通報を受けてから出口までの期間はどれほどになりますか。

(事務局 針山) 困難な事例ですと、通報内容の共有段階で支援センター、高年福祉課、基幹型の3機関が日時を合わすだけで大変です。国のマニュアルですと、通常は二つの機関となっています。例えば、支援センターと行政だけなら、電話でも可能です。けれども、機関が三つになると、電話は難しいです。そのため、日時の調整を行う間に3~4日が経ちます。事実確認を含めると、更に時間が経過します。この現状は、今一番の課題と認識しています。

(宮崎委員) コアメンバー会議の時ですが、規定数の参加者が集まらなければ会議は行えないのでしょうか。例えば、出張などで参加者が欠ける場合に、代理の方が権限を持ち、出席することは可能でしょうか。権限があるメンバーの出席で十分ではないかと思います。通報を受けてから事実確認、会議の開催といった流れは、問題無いと思います。

(事務局 針山) 例えば、金曜日の夕方に通報があった場合や連休前だと、48時間以内での事実確認が難しくなってきます。加えて、基幹型がない場合にどうするのかといったこともあります。そして、センター職員も常時出はらっている状態です。外から支援センターへ戻り、相談があり、後で聞いてみますと、虐待だということもあります。その時点から始めますと、48時間以内での事実確認というのは、現実問題として難

しくなってきます。非常に問題だと感じています。

(上田委員長) 今までは、どのようにされていたのですか。

(事務局 針山) 今までは、48時間以内の対応ではありません。1週間ほどです。48時間以内という時間についても、このフローで改めて確認したところでした。

(事務局 吉田) 支援センターや関わった職員によって違うというのが現状です。

(事務局 針山) 最初の通報が入った段階で、支援センターが虐待ではないと思った途端に、対応のスピードが落ちることがあります。通報を受けた1ヶ月後、職員同士で事実確認の状況を確認した際に、まだ行われていなかったこともありました。ですから、自己判断せず、疑わしいため通報が入ったのだから、現場に行き、自分の目で見た上で、支援センターへ戻り職員同士で虐待の是非を検討するようになっていきたいと思っています。

(片山委員) 一人で判断されるのではなく、何が確認され、されていないのかといったことを、まずは支援センター内で共有してほしいと思います。少なくとも通報が入るということは、その現場を見てきたケアマネジャーが異変を感じ、疑わしいと思われる様子があったわけです。ただ、通報時は通報側も受ける側も、一対一で情報を耳から聞くだけのやりとりですし、誰がどのような言い方をしたかといった印象で判断がなされる可能性もあります。そういった状況の中でのみ判断したため、実質的な事実確認が1ヶ月経っても行われていないといったことが起こったのではないのでしょうか。通報を受けたら、支援センター内の複数の職員で確認し、検討していただきたいと思います。

(事務局 針山) 実は、支援センター内に職員全員が揃っていることがほぼありません。支援センターに戻りますのは、お昼前と夕方くらいです。常時、出はらう業務ですので、職員全員が揃うこと自体が難しいという実情がありますので、課題だと感じています。

(上田委員長) 支援センター内における業務の優先順位も課題としてありますね。事実確認業務の優先順位をあげてもらえないでしょうか。受け手側のペースで事実確認を行っていくことも考えられますが、ひとまず事実確認後に検討し一定のレベル評価をするだけでもされていないと、通報した側としては困るでしょう。通報したケースがどのような判断をされたのか分からないままです。けれども、支援センターで事実確認をしようとしたけれども、事業所側から確認するようなことではないといった反応が出ることもあると聞きますので、難しいとは思いますが。この仕組みの内容設定はもちろんです。受けとめ方や確認期間の設定等を関係者全員で決めていかないといけないですね。

(片山委員) 先日、ある事業所から通報に関して話がありました。支援センターへ通報しましたら、支援センターから職員の方が来られて、虐待チェックシートの項目を一つ一つ読み上げてチェックをつけるだけで2時間程かかり、その結果、このまま継続して関わるという結論になったということです。事業所側としては、虐待が若干疑われたのでとりあえず通報したという感覚でしたが、支援センターの職員の方が来られて大ごとになってしまい、

しかも、このまま継続して支援するという様な結論になった。事業所としては、通報にはどのような意味があるのか疑問に感じたということでした。実際に現場で見るのとでは違ってきますので、通報しましたら基本的には支援センターと事実確認していくことになるというルールを作らなければいけないと思います。

(上田委員長) 事実確認を行う、行わない、若しくは確認の内容の部分ですね。

通報があれば事実確認を行うため、動くように規定されています。

事業所側としては予防的な通報であるとしても、実際に現場へ行き事実を確認する。フタをあけてみないと分からない。だからこそ、事実確認の意味がありますね。

(事務局 吉田) その点について、支援センター職員は必要性を感じ始めているところです。そして、今回のケースを通じて、まだまだ啓発が不十分であること、そのために通報への捉え方に関して事業所との温度差があることを感じています。

(3) 芦屋市権利擁護支援センターと体制等について

(事務局 安達) 資料「(仮称) 芦屋市権利擁護支援センター構築に向けて」について資料説明。

質疑応答なし。

(4) 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会(仮称)設置について

(事務局 安達) 資料3「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会(仮称)設置要綱(案)」について説明。

(上田委員長) 障害者分野に関しては、現在、虐待防止法のような虐待に特化した法律はありません。老人福祉法相当の法律ですね。これまでに、権利擁護については、システム化に向けたプロセスがありました。

(片山委員) 高齢者の場合には法律的な根拠で虐待対応が行えますが、障がい者については法律的な根拠はないということになるのでしょうか。

(事務局 山田) 高齢者虐待防止法は、措置であると65歳未満の方でもやむを得ない理由がある場合に対応できるとなっておりますので、措置の必要があれば対応は可能です。

(上田委員長) 各障がい者の福祉法上でもやむを得ない措置はあります。その事情として、虐待に基づくものか、それともご本人の状態に基づくものかということがあります。例えば、障がい児の場合に、現在障がい児施設におられる方が措置という形で継続、措置から利用契約に移行する等といったこともあります。ですから、措置については虐待防止法だけに限ったことではないですが、ご相談に対しては一定の態度を取りつつ、現法上の範囲内で対応することになると思われます。そして、高齢者の虐待に関するような相談が、障がい者からあったとしても、高齢者と同じような対応ができるかといえ、現状では難しいと思われます。

(安宅委員) ヘルパーやケアマネジャーを通して、ご高齢の方の介護をされている男

性を紹介され、1年ほど電話や手紙でやり取りを行い、会報もお送りしました。高齢者の方は、当初は認知症の診断を受けていませんでしたが、介護をしていく中で認知症との診断が出ました。男性は電話の中で、介護のご苦労について話されていました。時折、ケアマネジャーからこの方の状況を知らせるお電話もいただきました。そして、徐々にこの男性は落ち着かれました。男性は女性よりも、介護について他者に話す機会が少なく、ストレスが溜まるようです。回を重ねていきますと、他の参加者の話を聞いて、自身も思いを吐き出してくれるようになります。すると、そんなこともあったのかと驚くような話もでてきます。講演会に参加されて「認知症に理解が深まり、目から鱗です」とおっしゃる方もおられます。会としては来ていただいて正直な自分の気持ちを話してもらえればと思っています。当初は言葉の虐待がうかがえるような方が、会へ来るようになり「落ち着いて会話ができるようになりました」とおっしゃることもありました。実際に、介護現場を見ていないので実際のところは分かりませんが、だんだんと穏やかになられている様子がうかがえます。効果が表に出ているのは分かりませんが、少しでもガス抜きの役目として関わりを持てますので、ご活用して頂ければと思います。

(藤本委員) 権利擁護支援センターの対象者ですが、かなり年代を超えて広がると思われますが、責任の課はどちらになるのでしょうか。

(事務局 安達) 基本的な責任は芦屋市です。事務局ですが、当面は高年福祉課と障害福祉課になると思います。連携していく際の連絡先ですが、トータルサポートの中で検討していく必要性がありますね。ただ、他課の対象者の場合は、他課に連絡しないと対応できない現状がありますので、権利擁護支援センターが出来れば行政内で役割を検討しなければならぬと考えています。別途、地域ケアの体制の中でも連携の形が出来上がりますので、それと並行して考えを周知していきます。

(5)その他

(事務局 安達) 本年度3回の権利擁護委員会が終わりました。
本年度もご協力いただきありがとうございました。

閉 会